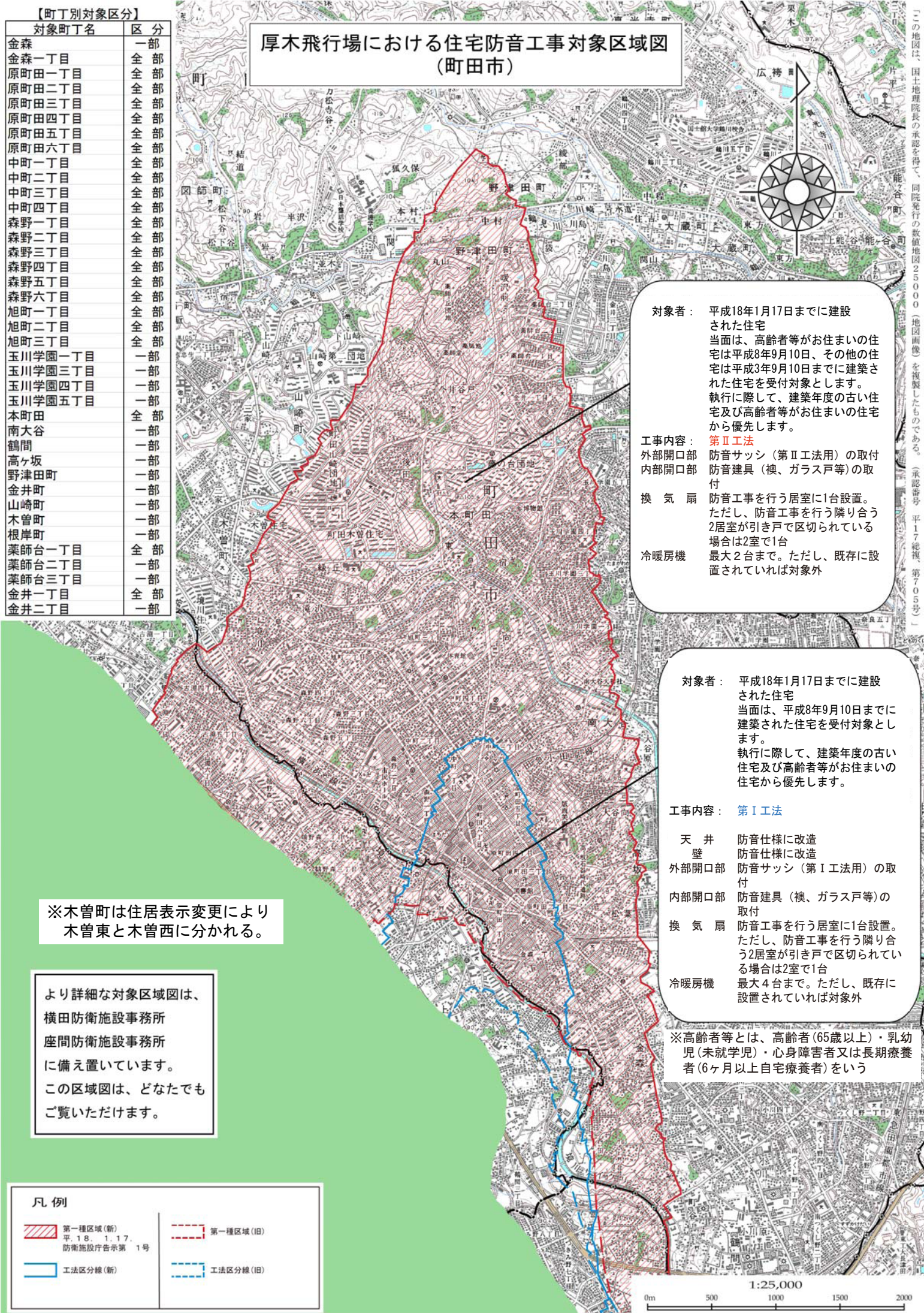


【町別対象区分】

対象町丁目名	区分
金森	一部
金森一丁目	全部
原町田一丁目	全部
原町田二丁目	全部
原町田三丁目	全部
原町田四丁目	全部
原町田五丁目	全部
原町田六丁目	全部
中町一丁目	全部
中町二丁目	全部
中町三丁目	全部
中町四丁目	全部
森野一丁目	全部
森野二丁目	全部
森野三丁目	全部
森野四丁目	全部
森野五丁目	全部
森野六丁目	全部
旭町一丁目	全部
旭町二丁目	全部
旭町三丁目	全部
玉川学園一丁目	一部
玉川学園三丁目	一部
玉川学園四丁目	一部
玉川学園五丁目	一部
本町田	全部
南大谷	一部
鶴間	一部
高ヶ坂	一部
野津田町	一部
金井町	一部
山崎町	一部
木曽町	一部
根岸町	一部
薬師台一丁目	全部
薬師台二丁目	一部
薬師台三丁目	一部
金井一丁目	全部
金井二丁目	一部

厚木飛行場における住宅防音工事対象区域図
(町田市)



対象者： 平成18年1月17日までに建設された住宅
 当面は、高齢者等がお住まいの住宅は平成8年9月10日、その他の住宅は平成3年9月10日までに建築された住宅を受付対象とします。
 執行に際して、建築年度の古い住宅及び高齢者等がお住まいの住宅から優先します。

工事内容： **第Ⅱ工法**
 外部開口部 防音サッシ(第Ⅱ工法用)の取付
 内部開口部 防音建具(襖、ガラス戸等)の取付
換気扇 防音工事を行う居室に1台設置。ただし、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台
冷暖房機 最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外

対象者： 平成18年1月17日までに建設された住宅
 当面は、平成8年9月10日までに建築された住宅を受付対象とします。
 執行に際して、建築年度の古い住宅及び高齢者等がお住まいの住宅から優先します。

工事内容： **第Ⅰ工法**
天井 防音仕様に改造
壁 防音仕様に改造
 外部開口部 防音サッシ(第Ⅰ工法用)の取付
 内部開口部 防音建具(襖、ガラス戸等)の取付
換気扇 防音工事を行う居室に1台設置。ただし、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台
冷暖房機 最大4台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外

※高齢者等とは、高齢者(65歳以上)・乳幼児(未就学児)・心身障害者又は長期療養者(6ヶ月以上自宅療養者)をいう

※木曽町は住居表示変更により木曽東と木曽西に分かれる。

より詳細な対象区域図は、横田防衛施設事務所 座間防衛施設事務所に備え置いています。
 この区域図は、どなたでもご覧いただけます。

凡例

- 第一種区域(新)
平.18.1.17.防衛施設庁告示第1号
- 第一種区域(旧)
- 工法区分線(新)
- 工法区分線(旧)

1:25,000
 0m 500 1000 1500 2000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000「地図画像」を複製したものである。(承認番号 平17総機、第705号)